

北海道農地売買支援事業等実施要領

昭和 47 年 11 月 21 日付け農調第 1758 号農務部長通知

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日付け経営第 2 号農政部長通知

第 1 目 的

農地売買支援事業等（以下「本事業」という。）は、農業経営の規模拡大、農地の集団化、農地保有の合理化の促進及びその他農業構造の改善に資することを目的とする。

第 2 本事業の実施

1 本事業の種類

本事業とは、次に掲げる事業とする。

- (1) 農地売買支援事業
担い手支援タイプ
- (2) 農地信託等事業
- (3) 法人経営出資育成事業
担い手支援タイプ
- (4) 経営構造改革緊急加速リース事業

2 本事業の実施主体

本事業の実施主体は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人（以下「機構等」という。）とする。

3 本事業の内容

(1) 農地売買支援事業

この事業は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業をいい、機構等は、農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業とし、その実施方法及び取扱いについては、農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官依命通知。以下「売買等支援要綱」という。）、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）及びその関係通知に基づき行うものとする。

(2) 農地信託等事業

この事業は、基盤強化法第 7 条第 2 号に規定する事業をいい、農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家及び規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、機構等が、農地の売渡信託を引き受け、併せて信託の委託者に対して資金を貸し付ける事業とし、その実施方法及び取扱いについては、売買等支援要綱、基本要綱及びその関係通知に基づき行うものとする。

(3) 法人経営出資育成事業

この事業は、基盤強化法第7条第3号に規定する事業を活用し、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）の自己資本の充実と経営規模の拡大を図るため、機構等が、農地所有適格法人に対して、農用地等の現物出資を行い、その出資に伴い付与される持分又は株式のすべてを当該農地所有適格法人の構成員（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第2条第3項第2号イ～へまでに掲げる者に限る。）に計画的に譲渡する事業とし、その実施方法及び取扱いについては、売買等支援要綱、基本要綱及びその関係通知に基づき行うものとする。

(4) 経営構造改革緊急加速リース事業

この事業は、農業経営の規模拡大を効果的に進めるため、機構等が認定農業者等に対してリースする農業用機械・施設の整備に必要な資金を無利子で貸し付け、もって望ましい農業構造の確立に資するため、経営構造改革緊急加速リース支援事業実施要領（平成16年4月1日付け15経営第7174号農林水産事務次官依命通知）及びその関係通知に基づき行うものとする。

4 本事業の実実施計画

(1) 機構等は、毎年度、知事が別に定める様式（売買等支援要綱で農林水産省経営局長が別に定める様式）により実施計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

(2) 機構等は、(1)の承認を受けた実施計画について、次に掲げる実施計画の変更を行おうとするときは、変更実施計画を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 農地売買支援事業の担い手支援タイプの事業に係る農用地等の買入れ、売渡しのそれぞれの合計面積につき30パーセントを超えて増減するとき。

イ 農地売買支援事業の担い手支援タイプの事業又は法人経営出資育成事業に係る農用地等の買入価額又は現物出資する農用地の評価価格のそれぞれの合計につき10パーセントを超えて増加するとき。

5 本事業の実実施

交付決定前に本事業に着手する場合は、機構等は、交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

6 事業の調整

(1) 機構等は、本事業の実実施に当たっては、国、道、関係市町村、農業委員会、農業会議、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区、農業大学校、日本政策金融公庫等の関係機関、団体（以下「関係機関等」という。）と十分に連絡・調整を図り、これらの関係機関等が行う諸事業との調和を保つよう留意し、かつ、関係機関等の指導及び協力を得て実施するものとする。

(2) 機構等は、本事業の実実施に当たっては、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積を一層促進するため、市町村等の行う農地流動化を促進するための事業等との連携に配慮するものとする。

- (3) 機構等は、本事業の実施に当たっては、農山漁村男女共同参画推進指針（平成 11 年 11 月 1 日付け 11 農産第 6825 号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。
- (4) 機構等は、本事業の実施に当たっては、基盤強化法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 18 条第 2 号に該当する団体が実施する担い手農業者への農地の集積・集約化の取組を円滑かつ効果的に推進するため、当該団体と連携を図るものとする。
- (5) 機構等は、本事業の実施に当たっては、土地改良事業の実施地区における農地流動化のより一層の促進を図るため、当該土地改良事業の関係土地改良区との連携に配慮するものとする。

7 本事業の実施地区の選択

機構等は、実施地区の選択に当たっては、次の事項について総合的に検討して、それぞれの順位を付けるものとする。

- (1) 離農跡地の取得に当たっては、本事業の実施によって効率的な土地利用計画が図られること。
- (2) 不在地主及び離農戸数が多い地区で、所有権及び賃借権の調整が極めて困難なこと。
- (3) 開発して農用地とする計画のある地区で、山林及び原野が農業以外の利用目的で取得されるおそれがあること。
- (4) 自然条件からみて高性能な機械による農作業が容易であること。
- (5) 農用地として十分活用できること。
- (6) 地元関係機関の協力体制が整っていること。

8 農用地等の管理

機構等は、第 2 の 1 の (1) に掲げる事業において、次の (1) 及び (2) の要件を満たす場合にあっては、農地管理を行うことができるものとする。

- (1) 買入れようとする農用地等が、離農や高齢化等による労働力不足等で耕作されず、賃貸借等による利用も不可能な農用地等であって、耕作放棄されると客観的に認められること。
- (2) 売渡しの相手方が具体的に想定されているが、当該相手方に直ちに一時貸付けを受けられない事情があること。又は、貸付期間内に売渡しの相手方を確保することが確実と認められること。

第 3 助成

1 助成の内容

- (1) 道は、本事業を行う機構等に対し、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより当該事業の実施及び農地中間管理事業の実施に係る団体等との連携に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- (2) 補助の対象となる経費は、別表 1 のとおりとする。

- (3) 別表1の「補助対象経費」の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

2 補助金の交付の申請

- (1) 機構等は、補助金の交付を受けようとするときはその定める期日までに、農政第1号様式（「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（農政部）」（昭和49年北海道告示第809号）による様式をいう。以下「農政第〇号様式」について同じ。）の補助金等交付申請書に、事業、補助対象経費、補助率等の告示（以下「事業告示」という。）に定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、申請の際には、別記第1号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。

- (2) 機構等は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕込控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

3 補助金の交付の決定

知事は、2の補助金交付申請書を受理し、規則第4条の規定に基づき補助金を交付すべきものと認めたときは、次に掲げる条件を付して速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

- (1) 別表1に掲げる補助対象経費のうち1の(1)のア、イ及びウの経費を相互間で流用するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 別表1に掲げる補助対象経費のうち1の(1)の事業を新設又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (5) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (6) (5)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにすべきことを命じるものとする。
- (7) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (8) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の

日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

(9) 実績報告書を提出するに当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(10) 実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 2 号様式によりその金額（実績報告において、(9)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(11) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

(12) 補助事業により買入れ又は借入れた農用地等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(13) (12)の農用地等については、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(14) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保存しなければなりません。

ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければなりません。

(15) (2)の補助事業の廃止の申請があった場合及び次のいずれかに該当するときには、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがある。

ア この補助金に係る法令、要綱、要領又は法令、要綱若しくは要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

ウ 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をしたとき。

エ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(16) (15)の取消しに関し、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。補助金の額の確

定があった後においても、また同様とする。

- (17) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (18) (4)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

4 補助対象事業の変更

- (1) 機構等は、規則第 6 条の補助金の交付の決定の通知を受けた後、別表 1 に掲げる経費の配分の変更又は事業の内容の変更を行おうとするときは、農政第 21 号様式の事業等変更承認申請書に、2 の(1)に掲げる関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業に適合すると認めるときは、速やかに補助事業の変更の承認を行うものとする。

5 補助金の概算払

- (1) 機構等は、規則第 9 条第 2 項の規定に基づいて補助金の概算払を受けようとするときは、農政第 26 号様式の補助金等概算払申請書を知事に提出しなければならない。
なお、申請の際には、農政第 32 号様式による最新の資金収支計画書を併せて提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは、当該概算払を決定し、その旨を機構等に通知するものとする。

6 実績報告等

- (1) 機構等は、補助事業が完了したときは、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、農政第 28 号様式の補助事業等実績報告書に事業告示に定める関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、(1)の実績報告書を受理したときは、当該報告書等の審査及び必要に応じ現地調査を実施し、補助事業に適合すると認めるときは、規則第 15 条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定し、その額を機構等に通知するものとする。
- (3) 機構等（第 3 の 2 の(2)の規定により交付申請をした機構等を除く。）は、(1)の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (4) 機構等（第 3 の 2 の(2)の規定により交付申請をした機構等を除く。）は、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（(3)の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 2 号様式により速やかに報告するとともに、

知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の属する年度の6月30日までに同様式により知事に報告しなければならない。

第4 その他

本要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき、令和元年度までに実施した事業の取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。

別表 1

| 補助対象経費 | 補助率 | 知事の承認を受けるべき事項 | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------|-----------|
| | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| <p>農地売買支援等事業費</p> <p>1 農地売買支援事業費</p> <p>(1) 推進費</p> <p>ア 農地売買支援事業等推進費 機構等が農地売買支援事業として行う農用地等の売買業務、農地信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務に要する次の経費</p> <p>(ア) 契約書及び許可申請書作成費</p> <p>(イ) 契約及び許可申請等関係資料作成費</p> <p>(ウ) 登記申請書</p> <p>(エ) 登記関係証明資料作成費</p> <p>(オ) 対価賃借料徴収支払関係費</p> <p>(カ) 財産管理費</p> <p>(キ) 測量費</p> <p>(ク) 通信費</p> <p>(ケ) 旅費</p> <p>(コ) 年間計画樹立費</p> <p>(サ) 固定資産税</p> <p>(シ) 収入印紙税</p> <p>(ス) 登録免許税</p> <p>(セ) 金銭消費貸借契約費</p> <p>(ソ) 連携強化活動費</p> <p>なお、上記(ア)、(イ)、(エ)の経費を賃金として執行する場合は、事務補助に従事するアルバイト賃金</p> <p>イ 法人経営出資育成事業推進費 法人経営出資育成事業として行う農用地等の出資等業務に要</p> | 10分の6以内 | ア、イ及びウ相互間の流用 | 事業の新設又は廃止 |

| | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--|---------------------------------------------------|
| <p>する経費</p> <p>ウ 経営構造改革緊急加速リース 支援推進費 経営構造改革緊急加速リース 支援事業として行う施設等の管 理等業務に要する経費</p> <p>2 法人経営出資育成事業費 (1) 利子助成費 機構等が農業生産法人経営支援 タイプとして買入れた農用地等の 対価の支払及び資金の出資に要す る資金を借入金により調達した場 合、当該借入金のうち10分の3以 内に相当する借入金の利息の支払 に要する経費</p> | <p>10分の10以内</p> | | <p>借入金の年間平 均借入残高額の 30パーセントを超え る増減</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--|---------------------------------------------------|

別記第1号様式

納税対応状況申出書

年 月 日

北 海 道 知 事
 ○ ○ ○ ○ 様

機構等の長

| 納 税 対 応 (予 定) | | 該当項目 |
|-----------------|-------------------------------|------|
| 1 | 免税事業者 | |
| 2 | 簡易課税制度適用者 | |
| 3 | 一般事業者 | |
| | (1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上 | |
| | (2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満 | |
| | ア 一括比例配分方式 | |
| | イ 個別対応方式 | |
| | (ア) 課税売上対応 | |
| | (イ) 共通売上対応 | |
| | (ウ) 非課税売上対応 | |
| 4 | 公共法人等で特定収入5%を | |
| | 超える | |
| | 以 下 | |

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。

ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち(2)のイの(ウ)以外の者を除く。）すること。

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

番 号
年 月 日

北 海 道 知 事
○ ○ ○ ○ 様

機構等の長

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった農地売買支援事業補助金について、農地売買支援事業等実施要領第3の6の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の受領印等のあるもの)
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

注 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔 〕

注 消費税法第60条第4項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料